麻生町報

発行所
麻生町四二番地
麻生町役場
発行人
高野勝
印刷所
麻生印刷所

八十歳以上に敬老年金

今年十月から支給

先月の議會で敬老年金條例が可決され、本年度から適用されることになつた。

この條例の目的は麻生町に居住する高令者に對し、年金を給付し敬老の意を表し、あわせてその福祉を增進することにある。

年金を受ける資格は、

滿八十才以上の者で、しかも麻生町に、引續き二年以上居住していることが要件である。

実際に支給されるのは條例の施行が四月一日なので、四月から九月までの分、五百円が十月に、殘りの五百円は来年四月に支給される。

現在敬老年金條例を設けているところは、全國で五十ケ所、茨城縣では本町を含み四ケ所だけであるが、各町村とも暫次制定の機運にある。

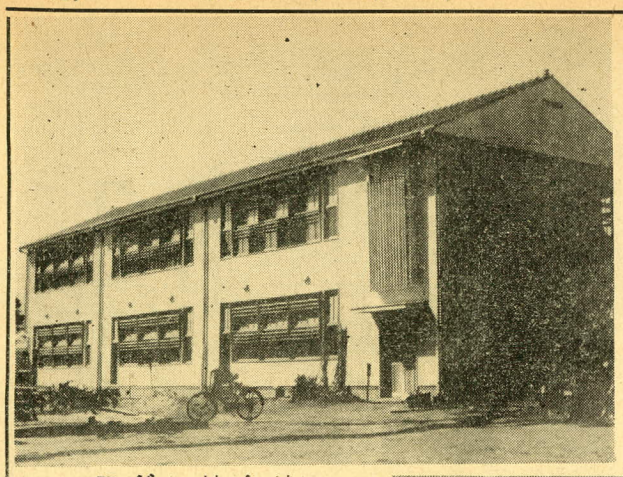

工竣舎校モダン

小高小学校は昨年十月着工十二月上棟式を行つたが、この程完成し、去る四月四日竣工式を擧げ、今学期から使用し始めた。

新校舎は普通教室五の外、圖書室や放送室を備え、内容外觀とも近代的な建物である

写眞上、竣工した小高小学校、下竣工式における余興（小高婦人會）

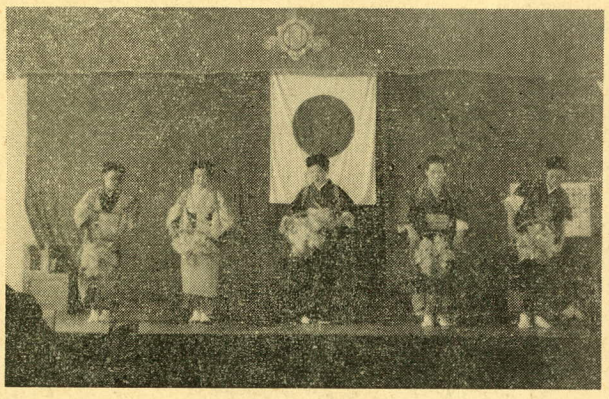

教員の異動

三月末及四月当初の教員定期異動は茨城縣教育委員會より左のとおり發令された。

記

（退職）三月三十一日付
大和中校長米川彰雄　太田中教諭飯島昌次
麻生小学校教諭飯島正彦

（免職）三月三十一日付
大和一小教諭　吉田亮韶

（轉任）四月一日付
繁昌小へ仲澤正二（太田小）
徳島小へ明間　正（大和二）
玉川小へ鈴木保夫（小高小）
八代小へ伊藤　鑛（麻生小）
稲荷二小檜山三夫（大和一）
繁昌小へ鈴木たか（大和三）
牛堀一へ瀬尾和子（行方小）
石岡小へ飯島一夫（行方小）
牛堀一小へ高塚義夫（行方小）
西小沢小淺野　保（小高小）
牛堀二小へ高柳乃婦（大和二）
牛堀中へ藤原鋏司郎（麻生中）
潮來中へ石川喜壽（麻生中）
須和間小大久保裕司（大和中）
玉造中へ松金　操（行方中）
牛堀中へ野原幸之助

（新採）四月一日付
麻生小教諭松下弘　大和一小
黒澤幾久男　行方小石橋高一
太田中木内英一　行方中飯島美代子

（抜擢）四月一日付
太田小校長箕輪　東（麻生中）

（轉補）四月一日付
大和二小校長藤崎源義（大和三小）大和三小校長石山清衛（徳島小）小高小校長手賀勳（手賀小）
◉麻生小へ鬼澤靜江（八代小）貝塚喜七（大和二小）門井俊道（行方中）方波見美智子（牛堀一小）久保田斌（大和中）教頭箕輪定雄（麻生中）
◉太田小へ原ハツヱ（繁昌小）鬼澤榮（大和三小）久保武一（要小）◉大和一小へ千葉正美（太田小）千ケ崎汪比古（要中）◉大和二小へ宮内勳（繁昌小）宮内恒（小高小）淺野春雄（麻生小）兒島喜子（麻生小）◉大和三小へ邊田操（太田小）森田清子（本新島小）◉行方小へ小沼マサ子（玉川小）土子昭雄（麻生小）海老澤信（三村小）◉小高小へ宮下美代子（大和二小）秋山和（譽田小）
◉大和中校長大川濟（延方小）
◉麻生中へ成島謙二（麻生小）
◉太田中へ鈴木一男（武田中）橋本豊榮（八代中）◉大和中へ額賀政二（太田中）◉行方中へ白石宣德（麻生中）◉小高中へ柳町清衛（牛堀中）宮内弘志（玉川中）

年利にして一割二分

前納報償金と奨勵金

四月になりました。昭和三十三年會計年度の初めの月です。暫時とぎれておりました町税も今月から毎月のように今書が交付されます。

「納税は日掛月掛け心掛け」の標語の通り計画を立てて月々の家計出費の一番先に考えて頂きたいものです。納期間に納税組合を通じて完納し皆さんのための皆さんの町の台所を皆んなでこぞつて健全なものにいたしましよう。

◉前納報償金

固定資産税と、町、縣民税については前納の制度があります。

「固定資産税は四月第一期を」「町縣民税は六月第一期を」納付する際年間分を同時に納付すると税額の百分の一に規定の納期より早く納めた月數をかけた金額（年利換算一割二分）が報償金として本人へ交付されますからこの制度を利用するようお奬めいたします。

この場合も納税組合を通じて納付して下さい。そうすれば次の奬勵金にも該当いたします。

◉奬勵金

奬勵金は全部の税について適用されます。これは納期内に納税組合を通じて納付した場合、納付額の百分の二を組合奬勵金として交付いたします。

この交付金については組合員の話合いによつてどう處置してもよい事になつております。

納期一覧表

月別	税目	
4月	固定資産税	第一期
	保険税	第一期
5月	軽自動車税全期（未定確）	
6月	町、縣民税	第一期
	保険税	第二期
7月	固定資産税	第二期
8月	町、縣民税	第二期
	保険税	第三期
9月	なし	
10月	固定資産税	第三期
	保険税	第四期
11月	町、縣民税	第三期
12月	固定資産税	第四期
1月	町、縣民税	第四期
	保険税	第五期
2月	なし	
3月	なし	

今月の税

固定資産税—第一期
保険税—第一期

保険税は暫定で賦課しましたが、第二期（六月）で確定しますからあらかじめご承知願います。

戸籍の届出は本籍地へ

本年四月一日を期して全國一齊に旧法戸籍の改製が行われますが、旧法戸籍とは夫婦親子、叔父、めい等二組以上の夫婦及びその他の親族から成る後記事例のような大家族

旧法戸籍（この戸籍は次のように在籍者十一人が一つの戸籍に書いてありますが分解すると下段のように五つの戸籍になります。）

戸主
妻
二男
母
祖父
母
長妹
長男の妻
孫（長男夫婦の子）お
い

1、三人で一戸籍
2、一人で一戸籍
3、三人で一戸籍
4、三人で一戸籍
5、一人で一戸籍

戸籍の届出は本籍地、住所地何れに届出てもよいのですから、本籍が日立市で住所が水戸市の方は、日立、水戸何れの市役所に届出てもよいことになつていますが、改製實施後右の方が水戸市役所へ届出ると一時的に二重戸籍ができる虞れがあり、事務的に繁雑、無駄な手續をして是正しなければならぬことも生じます。

二、婿養子縁組婚姻又は入夫婚姻した夫婦の場合は、妻を筆頭者とする戸籍が編製されるのですが、もし夫婦双方から申出があれば便宜夫を筆頭者とすることが認められますから該当の方で右御希望の向は御申出を願います。

町の動き

1日　選擧管理委員會
3日　消防ポンプ入魂式（四鹿）
4日　小高小学校竣工式
5日　公平委員會
6日　行方小学校入学式
7日　冨田～清水農道開通式
　　小学校入学式
　　土地台帳事務研究會
8日　外國人登録事務協議會　國保運營講習會
　　中学校入学式
10日　幼稚園入園式
11日　農事研究會役員總會
12日　直診運營協議會（水戸）
　　新農村建設事業竣工檢査
14日　米穀推進協議會
15日　学校基本調査合
17日　納税組合長會議
24日　移動圖書館巡回
25日　農業委員會
29日　天皇誕生日
　　自衛官採用試驗（潮來中）

掲示板

靖國神社奉賛會費は十五万二千円

靖國神社奉賛會々費募集にあたりましては町民各位の御協力をいただき左記の実績です御報告いたします。

（地区）	（割当額）	（実績額）
麻生	四八、〇五〇円	四六、七〇〇円
太田	一五、九〇〇	一八、一八〇
大和	三七、二五〇	三九、三三〇
行方	二〇、六〇〇	一八、七四〇
小高	二八、九〇〇	二九、三三〇
計	一五〇、七〇〇	一五三、〇七〇

3月末日人口

	男	女	計	世帯數
麻生地區	2,919	3,082人	6,001人	1,107
太田地區	1,215	1,234	2,449	388
大和地區	2,746	3,013	5,759	913
行方地區	1,418	1,499	2,917	496
小高地區	1,947	2,067	4,014	687
計	10,245	10,895	21,140	3,591

移動図書館巡回豫定

昨年度に引続き移動圖書館を運営しておりますが、三十三年度は四月より九月までの巡回日程が決定いたしましたから御利用下さい。

◉巡回日程及び時間

第一回　四月二四日
第二回　五月二二日
第三回　六月一九日

（裏面に續く）

農民の憲法

農地法早わかり ①

農民の憲法とまでいわれている農地法について案外知らない人が多い。農地についてのゴタゴタも結局はこの法律を知らないために起きる場合が多く、町の農業委員會の事務局へこういうことになつてしまつたが「なんとかならないか」とよく相談にこられるが、その時は既に遅く、どうにもならない場合がある。今月から農地法の常識的なことを書いて皆様の御參考に共することゝした。勿論むづかしくこみいつた事件については、一々書くことが困難のため、そうしたことが發生したら速やかに町の委員會に相談することが大切である。

一、農地法の目的

1、農地の利用を安定させるには、その農地の耕作者がその農地の持主になることが一番たしかな方法だ、だから小作地はできるだけ耕作者に解放して、自作地にして自作農を作つて行こうという考えである。

2、地主の保有地（小作地）の小作料は、小作農の農業経營を苦しくしないような金額にしておけば、その農地の生産はあがり、小作農の生活もラクになるというものである。

二、農地の賣買、交換、贈與貸付など

1、知事の許可

農地の賣買、交換、贈與のため所有權の移轉をするには知事の許可が必要である又金を借りるため農地を質入する場合も同様である。

2、農地委員會の許可

自作地を小作に出す場合は町の農業委員會の許可がいる。

小作地の又貸（特別の場合の外認められない）にも所有者の承諾の外に委員會の許可が必要である。

3、許可を受けるには

(1)その農地の土地台帳謄本（登記所で一筆分二〇円である）をもらう。

(2)地元の農業委員に相談して委員會に手続をとることが適当である時は委員の意見書を書いてもらう

(3)右二つの書類と認印を持つて各関係者が町の委員會に行つて事情をくわしく述べて定められた様式の許可申請書を作つてもらう。

(4)町の委員會は毎月々末に一回開催することになつているので、この委員會にかけて町の委員會で許可權のあるものは許可不許可を決定し本人に通知する。又知事の許可を要するものは町の委員會で意見を附し知事に進達することになる。

知事の許可、不許可の決定は手續してから約一ヶ月位かゝる。

三、注意を要すること

1、農地の賣買價格について

農地改革の頃には法律で、きめられた公定價格があり國の買収價格と同じであつた。しかし今は買収價格がきめられているだけで、賣買價格には制限がない。

2、解放農地の取扱

解放農地の賣買、交換、贈與は普通の農地と同じ手續で許可の基準も同じである貸付は特別の場合を除き禁じられている。

解放農地を、農業委員會の許可なく他人に耕作させると國が買収することになつている。

一般農地の無許可貸付は貸借の本人に法律上の保護がなく、また法律違反者として罰せられるのであるが解放農地の場合はその上にその農地を買收してしまうという強い方法がとられている。

3、許可を受けない農地は登記が出來ない。

農地についてお互に賣買契約が成立し、代金の支拂迄濟んでも知事の許可證がないと登記が出來ず、自分のものとなつたとはいわれない。

4、無許可の賣買は無効であるということの意味

甲が乙に農地を賣る契約をし乙は代金を拂い、農地の引渡を受けても、知事の許可がなければ、所有權は移轉せず、したがつて、その農地の所有者は甲であつて乙ではない。だからもちろん乙に登記しようとしても出來るわけがない。

これと同じことは現況が農地で台帳の地目が山林とか宅地とかになつているのをさいわいに、許可を受けずに賣買した場合にもいえる農地法は現況主義だからこの場合はやはり農地法の適用があり、結局無許可賣買ということになる。

そしてこの場合は台帳地目が農地でないから現況が農地であることを知らない登記所では、その登記申請書を受付けるかも知れない。そうすると名儀は買つた人のものになり万事うまくいつたように思われるが、しかしこの賣買は無効なのである。

登記が出來たからいいだろうということにはならない逆に賣買が無効で所有權移轉がないのに登記がされたのだから、登記の方が間違つているのであつて、登記が取り消されなければならない。

—つゞく—

公明選挙——供應にまどわず——顔にとらわれず——情實におぼれず——清い一票

納税論文に參加賞

大塚武男さん（大字籠田）ら三人へ

去る二月茨城地方税務協會水戸支部に於て募集いたしました納税論文に麻生町からも次の三人の方が應募され惜しくも選には洩れましたが、夫々參加賞を受賞されました。

大字籠田　大塚武男
大字小高　箕輪千尋
大字矢幡　折笠力子

忙しいお仕事の余暇に納税の重要性を認識され、納税意識の昂揚のため振つて應募下さつた事を紙上を通じて御禮申上げます。

次に應募者中一位に入選の論文を掲載いたします。

入選作品

納税について

那珂郡那珂町
額田古宿納税貯蓄組合長
中島豊吉

はしがき

「納税の重要性を强調し、納税意識の昂揚をはかる目的」と其の要綱「地方財政の健全化住民の納税理解」という内容を抱擁する論文、論文としての形式はとにかくとし、私が常日頃考えている意向をこの際拙筆を顧みず、次の順序を揚げて記述し、あまねく有識者各位の御批判御高評を請うべく應募する次第であります

記述順序

一、行の納税
二、納税と社會文化
三、当納税組合の実情の一端
四、結論

一、行の納税

イ、納税の易行道

「納税は、日掛け、月掛け、心掛け」

役場出張所玄関前の万年立看板、これぞ納税精神の至上命題、不朽の金言、標語。

この言葉は古くから人口に膾炙されている言葉だが、私は何時も新しい感じをもつて迎える。納税の都度この言葉が腦裡に浮んで納税意欲がよみがえるのである。誠に人々に會得し易い名句で何回繰り返してもあきない言葉である。

この三つのうち一番大切な「掛け」は心掛けで、此の心掛けを果すためには、納税組合を結成するか、或は既設納税組合に加入して日掛け、月掛けを忠實に履行することが第一の要件である。

ロ、税の申告制度から

納税について私の地方に、二つの言葉がある。その一つは「税金を納める」という誠におだやかな言葉と、他の一つは「税金を取られる」という實に不穩な言辞とである。人々の心情如何によつて出る言葉であろうが、不穩な言辞は改むべきだと思う。納税は昭和二十年八月終戦このかたいわゆる民主々義、主權在民の根底に則つて各自の申告を基礎として賦課される立前からいつて「税を納める」という言語表現が至当である。眞に納税は自らの良心の命令で行われ、且つ己に對する義務履行の実踐道である。

二、納税と社會文化

イ、國民の權利義務と納税

わが國再建の門出から恰度十二ヶ年余、吾々國民の断えざる努力により、新憲法は維持されて、平和の生活を享有する權利を得たのであるが、元來民主々義というのは各自の自覺、教養識見等が充實し發展することを基礎要件とし、支配者と被支配者が對立することを止め、みんなが本質的な平等と自律的な自由とを確保し、且つお互が人格の尊敬を認めあつて共同生活を考えて行くものでなければならなぬ。

憲法に定められた基本的人權即ち生命、自由、平等及び幸福追求などは權利であると同時にこれ等の權利を確保すべく努力する義務があることを忘れてはならない。

憲法第三十條には「國民は法律の定める所により納税の義務を負う」と規定されているいささか受動的他律的に感ずるが、これを變じて自動的に自律的にし、この義務遂行に邁進することが文化人の文化精神だと思うのである。良心に從つて權利を正しく行使し而して義務を履行し、物事を自律的に自發的に處理する精神が文化精神である。この文化精神こそ幸福追求の最たる道であるまいか。是れ即ち文化國民の責務であり義務である。一面吾人は、社會構成の一員としても、良識ある責任をもつて權利義務を履行することが、合理的な思想であると思うのである。

ロ、納税は幸福追求の道

道路設備、衛生の充實、教育施設、防火設備、産業開發等有形無形の文化對象は數えて限りがない。これら文化對象が、より高次へ、より高段へ發展することはとりもなおさず吾々國民の幸福である。吾人はこの幸福を追求して止まない。

あらゆる施設、すべての経營生活の改善等を出費を、各人が分に應じて負担するのが即ち租税納税であることは申すまでもない。

吾人は、各種の文化施設が年次的に向上發展することを念願し、又切望するものである我が那珂町に於ける道路の保全整備、町民皆保険、蚊蠅退治、教育の設備等は吾々町民の福利を高度に増進し、併せて社會思想上に貢献影響したことは多言を憚らぬ次第である。

今や又那珂町は新農村建設の途上に在り、納税は實に其の原動力、擧つて納税完納、滞納皆無而して其の建設に期待すべきである。

三、当納税組合の実状一端

省略

四、結論

人間は、自らの意志を決定することによつて種々の行動に出る。自己の行動はすべて自己意志の所産であることは誰も知つているはず、納税は人間の行爲規範、これを故意に侵したり、怠つたりしてはならないことも知つているはず、「金を納める」は法の味方、

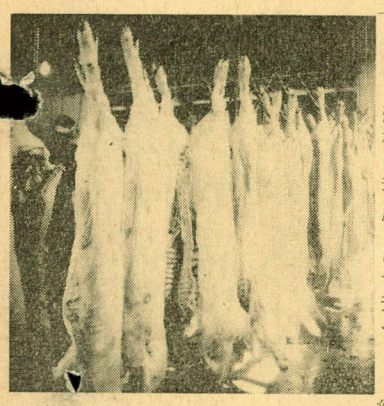

ご存じですか

この写眞は麻生と場で處理した豚を懸垂したものです。このように飼育者から業者に賣渡された家畜は町營のと場で商品化されています。

町營と場は週に火、金曜と二回開かれ、一日平均豚で約六十頭がと殺されています。

第四回　七月一七日
第五回　八月一四日
第六回　九月一一日
巡回時間左のとおり

	場所	着時間	發車時間
行方支所	小高支所	一二、〇〇	一二、五〇
麻生小学校		一、一〇	二、〇〇
		三、三〇	三、三〇

○毎回巡回時間同じです

「税金を取られる」は法の敵、道徳的見地に立つて論ずれば一は自己良心の味方であり、他は敵である。法は、社會秩序上、個人を社會規範に服從せしめ、納税は人間社會の交渉を確保する法的な行爲規範である。

吾人の身邊には、何時如何なる天災地變、人災、病難が襲うか誰しも予測し難い。これらの災害を未然に防止し、又事後對策を講ずるに至つては、個人少數では或程度を限度とし、それ以上は到底なし得ない難事であろう。不便の除去、利益の増進、亦然りである。この防止施設、事後對策事業の源泉力は實に國民の納税力に歸着するのである。

世論、ややもすれば社會秩序に逆う者を賢となし、從う者を愚となす。この賢なる者の行爲思想が我がもの顔に社會に横行して恬として恥じざるに至れば、流行病のごとく各人に傳播して阻止する手段なく、禍恨を將來にのこす。かくのごとき者果して賢なりや。責めを他に轉じて社會を毒すること甚しというべし。

とは言え吾々経済生活の途上、時に經済力の減退消長を來し納税力に多大の影響を及すことなきにしもあらず。この場に備えての日掛月掛納税組合の重要存在性を認め之を重視する所以である。

私達納税組合は、奬勵金助成金を目当とする組合でなく実に日掛月掛納税貯蓄組合で経済力の減退消耗を防止し、相互扶助共存共榮以て組合員一丸一体、納税能力を强力に推進し充分に發揮せんとする協同体（日掛月掛納税貯蓄組合である）